

綾瀬市ものづくり技術発信事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内工業のものづくり技術力の活用を図り、市内製造業者の販路拡大を促進させるため、綾瀬のものづくり技術のPR及び工業振興を目的として市内中小製造業者により組織された団体が見本市等に出展し、一般消費者向け新商品の情報を発信する事業に対し、補助金を交付することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小製造業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める中小企業者であり、かつ、主たる業種が、日本標準産業分類（平成21年3月17日総務省告示第175号）の「大分類E－製造業」に分類される者をいう。
- (2) あやせ工場スマートナビ 綾瀬市内の中小企業の情報を集約し、市内外に発信するとともに、ビジネスマッチング機能等を実装した綾瀬市が管理・運営するプラットフォームをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、市内で事業を行う中小製造業者3社以上により組織された団体であり、かつ、その団体を組織する中小事業者が次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 市内において1年以上継続して事業を営んでいる中小企業者、事業継続が1年未満であって綾瀬市中小企業融資制度要綱（平成29年4月1日施行）第3条第3号に規定する創業支援融資を受けている中小企業者又は綾瀬市企業の立地促進等に関する条例（平成24年綾瀬市条例第9号。以下「企業立地条例」という。）第5条に規定する事業計画の認定を受け、操業を開始した中小企業者又は当該中小企業者2社以上により組織された団体。ただし、資本金の2分の1以上を大企業が所有している、又は、役員のうち2分の1以上を大企業が占めている中小

企業及び企業立地条例に係る認定を受け、操業を開始してから1年を経過していない中小企業者を除く。

(2) 法人が納期限の到来した市税を完納していること。

(3) 法人が綾瀬市暴力団排除条例（平成23年綾瀬市条例第9号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等に該当しない者であること。

(4) あやせ工場スマートナビに自社の企業情報等を掲載している者又は交付決定までに掲載を行う者

（補助対象事業等）

第4条 補助対象事業（以下「補助事業」という。）及びこれに対する補助金の補助率又は額は別表に規定するものとする。

（補助金の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、綾瀬市ものづくり技術発信事業補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、当該事業の実施前に市長に提出しなければならない。

(1) 補助事業説明書（第2号様式）

(2) 団体名簿（第3号様式）

(3) 出展する事業の概要が分かる資料

(4) 見積書

(5) その他市長が必要とする書類

2 前項に掲げる申請は、同一年度において実施する各補助事業につき1回までとする。

（補助金の決定通知）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付について適否を決定し、綾瀬市ものづくり技術発信事業補助金交付（不交付）決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

2 前項の規定による決定通知の日前に契約した経費については、補助対象としない。ただし、決定の日前にやむを得ず補助事業に着手することが必要な場合で、事前着手届（第5号様式）を市長に提出し、その承認を得たときは、当該承認を得た日以後の経費について補助対象とすることができる。

（変更等の承認申請）

第7条 申請者は、規則第6条第1号及び第2号の規定による承認を受けようとする場合は、綾瀬市ものづくり技術発信事業補助金変更（中止）承認申請書（第6号様式）により申請するものとする。

（変更等の承認通知）

第8条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、補助金の変更について適否を決定し、綾瀬市ものづくり技術発信事業補助金交付変更（中止）承認通知書（第7号様式）により、申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

第9条 市長は、申請内容が次の各号のいずれかに該当するときは、交付の決定を取消することができる。この場合において、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部を期限を定めて返還させることができる。

(1) 提出書類の記載事項に偽りがあったとき。

(2) 補助金を目的外に使用したとき。

(3) その他不正な行為があったとき。

（交付決定の取消通知）

第10条 市長は、前条に規定する取消しを決定したときは、綾瀬市ものづくり技術発信事業補助金交付決定取消通知書（第8号様式）により、申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 規則第12条第1項に規定する補助事業実績報告は、綾瀬市ものづくり技術発信事業補助金実績報告書（第9号様式）によるものとし、同条の規定による市長の定める期日は、補助事業終了の日から起算して30日後の日とする。

（補助金の請求）

第12条 申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第11条第2項に規定する補助金等交付請求書を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第13条 市長は、前条の請求書の提出があった日から30日以内に支払うものとする。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助金の補助率又は額
国内又は海外において開催され、30以上の出展がある一般消費者向けの見本市、展示会、博覧会、品評会その他これらに類するものとして市長が認めたものに出展する事業（綾瀬市が主催又は共催をする見本市等は除く。）	見本市等への出展に要する次に掲げる費用 (1) 会場使用料（主催者に支払う小間料及び電源・照明・什器等の使用料） (2) 展示品及び配布資料の作成委託費 (3) 輸送委託費 (4) 保険料（展示品に対する保険に限る） (5) 翻訳及び通訳委託費 (6) 専門家派遣費用及びデザインコンサルティング費用	補助事業に要する直接経費の2分の1以内（1社当たりの限度額50万円）

第1号様式（第5条関係）

綾瀬市ものづくり技術発信事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 住所又は所在地
名 称
氏名又は代表者名
担当者所属・氏名

綾瀬市ものづくり技術発信事業補助金交付要綱第5条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

1 補助事業の名称	綾瀬市ものづくり技術発信事業
2 総事業費 (補助対象経費)	円 (円)
3 申請金額	円
4 添付書類	(1) 補助事業説明書（第2号様式） (2) 団体名簿（第3号様式） (3) 出展する事業の概要が分かる資料 (4) 見積書 (5) その他市長が必要とする書類

第2号様式（第5条関係）

補助事業説明書

事業名		
会場		
開催日		
参加企業数	社	
事業の目的		
展示品の内容		
事業費内訳	会場等使用料	円
	展示品及び配布資料の作成委託費	円
	輸送委託費	円
	保険料	円
	翻訳及び通訳委託費	円
	専門家派遣費用及び デザインコンサルティング費用	円
	その他（ ）	円
	合 計	円

第3号様式（第5条関係）

団体名簿

団体名				
代表者				
No.	企業名 (業種)	住所又は所在地	代表者名 (生年月日)	代表者住所
1	()		()	
2	()		()	
3	()		()	
4	()		()	
5	()		()	
6	()		()	
7	()		()	
8	()		()	

※記載した参加企業の代表者が綾瀬市暴力団排除条例（平成23年綾瀬市条例第9号）第2条第2号から第5号に規定する者（以下「反社会的勢力」という。）の該当の有無を神奈川県警察本部長に照会いたします。

第4号様式（第6条関係）

綾瀬市ものづくり技術発信事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長 印

年 月 日付けで申請のあった綾瀬市ものづくり技術発信事業補助金の交付については、綾瀬市ものづくり技術発信事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

1 決 定 区 分	☐ 交付する ☐ 交付しない（理由 ）
2 補助事業の名称	綾瀬市ものづくり技術発信事業
3 補 助 金 交 付 決 定 額	円
4 補 助 条 件	綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則及び綾瀬市ものづくり技術発信事業補助金交付要綱の遵守

第5号様式（第6条関係）

事前着手届

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 住所又は所在地
名 称
氏名又は代表者名
担当者所属・氏名

年 月 日付けで申請した綾瀬市ものづくり技術発信事業補助金について、交付決定前に着手いたしたく、綾瀬市ものづくり技術発信事業補助金交付要綱第6条第2項の規定により、届出します。

交付決定前に 事業の着手が 必要な理由	
---------------------------	--

第6号様式（第7条関係）

綾瀬市ものづくり技術発信事業補助金変更（中止）承認申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 住所又は所在地
名 称
氏名又は代表者名
担当者所属・氏名

年 月 日付けで補助金の交付決定を受けた綾瀬市ものづくり技術発信事業補助金については、綾瀬市ものづくり技術発信事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり変更（中止）したいので、関係書類を添えて申請します。

1 補助事業の名称	綾瀬市ものづくり技術発信事業	
2 総事業費 （補助対象経費）	変更（中止）前	円 (円)
	変更（中止）後	円 (円)
3 申請金額	変更（中止）前	円
	変更（中止）後	円
4 変更（中止）理由		
5 添付書類		

第 7 号様式（第 8 条関係）

綾瀬市ものづくり技術発信事業補助金交付変更（中止）承認通知書

年 月 日

様

綾瀬市長 印

年 月 日付けで申請のあった綾瀬市ものづくり技術発信事業補助金交付変更（中止）承認については、綾瀬市ものづくり技術発信事業補助金交付要綱第 8 条の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

1 補助事業の名称	綾瀬市ものづくり技術発信事業
2 決 定 区 分	☐ 承認する ☐ 承認しない（理由 ）
3 変 更 後 交 付 決 定 額	円

第 8 号様式（第 1 0 条関係）

綾瀬市ものづくり技術発信事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日

様

綾瀬市長



年 月 日付けで補助金の交付決定を行った綾瀬市ものづくり技術発信事業補助金について、綾瀬市ものづくり技術発信事業補助金交付要綱第 1 0 条の規定により、次のとおり交付決定を取り消したので通知します。

1 補助事業の名称	綾瀬市ものづくり技術発信事業
2 取消しの内容	
3 取消しの理由	

第9号様式（第11条関係）

綾瀬市ものづくり技術発信事業補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 住所又は所在地
名 称
氏名又は代表者名
担当者所属・氏名

綾瀬市ものづくり技術発信事業補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり事業が完了したので報告します。

1 補助事業の名称	綾瀬市ものづくり技術発信事業	
2 総事業費 (補助対象経費)	(	円 円)
3 補助金額		円
4 事業成果の説明		
5 着手年月日	年 月 日	
6 完成年月日	年 月 日	
7 添付書類	(1) 補助対象経費に係る契約書及び発注書等の写し (2) 補助対象経費の支払いを証明する書類 (3) 事業完了報告等の写し (4) その他市長が必要とする書類	